**中間前金払制度の導入について**

平成30年4月1日

関川村　総務課

１．制度の概要

既に前払金（請負金額の40％以内）を支払った建設工事において、施工の中間時期に一定の要件を満たしている場合、前払保証事業会社の保証を条件に、請負金額の20％以内を追加して支払うことができる制度です。

前払金と中間前払金の合計額が請負金額の60％以内まで支払うことができます。

また、中間前金払は部分払と併用することができます。

２．対象となる工事

中間前金払の対象となる工事は、請負金額１３０万円以上の建設工事です。

３．支払いの条件

中間前金払の支払いを受けるためには、次の条件を全て満たすことが必要です。

（1） 請負金額が130万円以上の建設工事であること。

（2） 前払金の請求をし、支払いを受けていること。中間前払金と一緒に請求する場

合も可能です。

（3） 工期の2分の1を経過していること。

（4） 工程表により工期の2分の1に相当する期間を経過するまでに実施すべき工事

が終了していること。

（5） 既に行われた当該工事の作業に要した経費が請負金額の2分の1以上の額に相

当するものであること。

（6） 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）の規定に基

づく保証事業会社の保証（中間前払金保証）を受けることができること。

４．申請書類

（1）中間前金払認定請求書

（2）工事履行状況報告書

　＊平成30年度から手続きを簡素化し、工事の進捗状況を表示した工程表及び工事写真

　　の提出を不要としました。

５．中間前金払手続きの流れ

① 認定請求

請負者は、中間前金払を請求しようとするときは、関川村（工事発注課）に中間前金払認定請求書を提出してください。

② 認定調査

関川村（工事発注課）は請負者から中間前金払認定請求書の提出があったときは、速やかに中間前金払の支払い要件を満たしているか認定調査し、その結果、要件を満たしている場合は、中間前金払認定通知書を交付します。

③ 保証申込み

請負者は、中間前金払認定通知書を添えて保証事業会社へ中間前払金保証の申込みをしてください。

④ 保証証書の発行

請負者は、関川村から交付を受ける中間前金払認定通知書により、保証事業会社と前払金保証契約を締結し、中間前払金保証証書の発行を依頼してください。

　⑤ 中間前金払の請求

　　　請負者は、請求書に保証事業会社の発行した中間前払金保証証書（原本）を添えて、関川村（工事発注課）に提出してください。

　⑥中間前金払の振込み

　　　関川村（工事発注課）は、請負者から中間前金払の請求を受けた後、請求を受けた日から起算して14日以内に、請負者の指定する金融機関に中間前払金の振込みを行います。

※手続きの流れ（イメージ図）

④保証証書の発行

中間前払金の

請求・払出し

（業務委託契約等）

⑤中間前払金の請求

1. 認定通知書の交付
2. 認定請求

③保証申込み

保証事業会社

金融機関

⑥中間前払金の振込み

請負者

関川村